

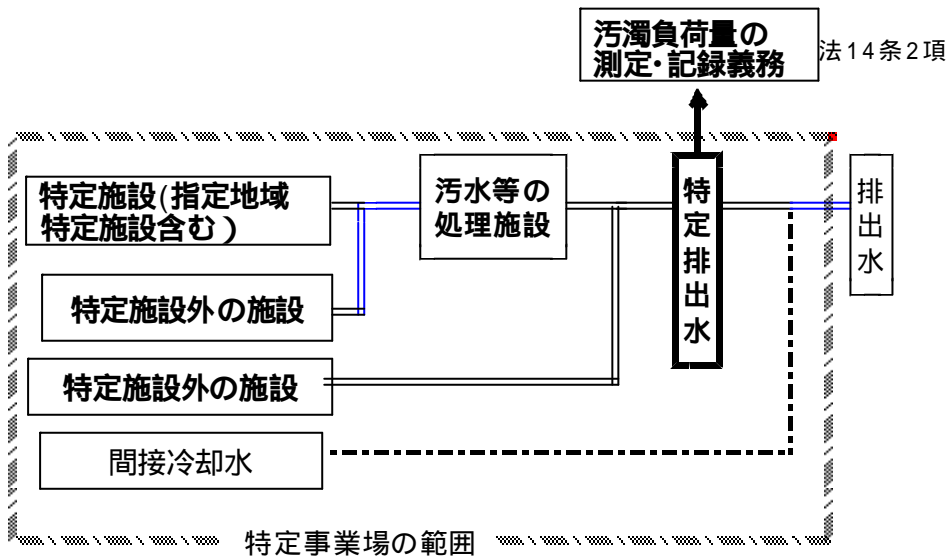
指定地域内事業場における特定排水水について

(1) 排水水の排水系統別の汚染状態及び量の届出状況

指定地域内事業場は、特定施設の設置届等の際、指定地域外の特定事業場の届出事項に加え、「排水水の排水系統別の汚染状態及び量」についても都府県・政令市に届け出ることとされており、その届出情報を集約した。届出状況は資料 3、4 のとおり。

(2) 汚濁負荷量の測定

指定地域内事業場（総量規制対象事業場）に対して、水質汚濁防止法第 14 条第 2 項に基づき、COD、窒素及びりん汚濁負荷量の測定義務が課せられている。汚濁負荷量の測定が行われるのは、排水水から間接冷却水を除いた「特定排水水」であり、これが総量規制基準の対象となっている。



都府県・政令市がその測定結果の報告を事業者に求めており、そのデータを集約し、(1) の情報と合わせて、指定地域内事業場における特定排水水の排出実態を把握した。その状況は資料 5、6 のとおり。